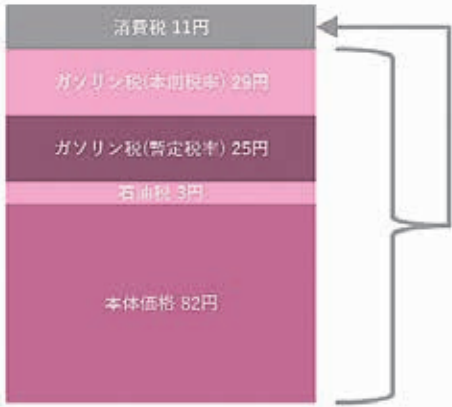


免税軽油とは

軽油には軽油取引税を免除できる制度がある。

車に乗る為に使うガソリンや軽油、冬の暖房器具に使用する灯油には全て税金が含まれており、免税軽油を交付される対象となるものが20種類ある中で、身近なものとして農業・林業を営む者が動力耕運機などの原動力に使われる軽油は、税金を免除して使用することが出来る。

一方農業や林業に使用する動力機械であっても免税軽油を使用している道路の走行は最大で罰金1000万円以下または懲役10年以下と定められていることから注意して使用して頂きたい。



作成：東京都港区の税理士法人インテグリティ

軽油100リットル300円未満の区間

特集

免税軽油について考えよう

ルールを守って使用しよう

燃料の指定数量は市町村の火災予防条例と消防法により規制がある。市町村の条例では指定数量未満の危険物に対して規制され、消防法は指定数量以上の量に対して規制されており、火災の予防・警戒・鎮圧による生命・身体・財産の保護・被害軽減を目的に定められている。これらの決まりがあることにより使用者の身の安全を守ることが出来る。また、これらの決まりが守られないと、罰金刑が科せられる。

経費削減に繋げよう

軽油1ℓにかかる税金は32.1円とされており、免税軽油にすることでかかる税は免除され、例えば100ℓで3210円のコストダウンする事が出来る。

書類提出が必要である分、それによってより多くの軽油を使用する方は、大幅なコストダウンをすることが出来る。

令和2年からの使用の申請が令和元年11月5日から始まるので新規での使用を考えの方も申請してみてください。詳しくは左記をご覧ください。

貯蔵の制限	ガソリン	指定数量の倍数が 1/5未満	40ℓ未満	○規制は受けませんが、ガソリンは、火災の発生危険が極めて高いので、保管することは、極力控えてください。
	軽油		200ℓ未満	
同時貯蔵	○ガソリンと軽油の数量を当該危険物の指定数量(ガソリン:200ℓ、軽油:1,000ℓ)で除し、その商の和が1/5未満となるときは、規制を受けません。 (例:ガソリン10ℓと軽油50ℓを貯蔵する場合 → 10ℓ/200ℓ + 50ℓ/1000ℓ = 1/10)			
ガソリン	指定数量の倍数が 1/5以上1未満	40ℓ以上 200ℓ未満	○貯蔵場所の構造や設備等について、火災予防条例の規制を受けます。(壁、柱、床及び天井が不燃材であること等)	
軽油		200ℓ以上 1,000ℓ未満		
同時貯蔵	○ガソリンと軽油の数量を当該危険物の指定数量(ガソリン:200ℓ、軽油:1,000ℓ)で除し、その商の和が1/5以上1未満となるときは、火災予防条例の規制を受けます。 (例:ガソリン20ℓと軽油100ℓを貯蔵する場合 → 20ℓ/200ℓ + 100ℓ/1000ℓ = 1/5)			
ガソリン	指定数量の倍数が 1以上	200ℓ以上	○貯蔵場所の構造や設備等について、消防法令の規制を受けます。(壁、柱及び床が耐火構造であること等)	
軽油		1,000ℓ以上		
同時貯蔵	○ガソリンと軽油の数量を当該危険物の指定数量(ガソリン:200ℓ、軽油:1,000ℓ)で除し、その商の和が1以上となるときは、消防法令の規制を受けます。 (例:ガソリン100ℓと軽油500ℓを貯蔵する場合 → 100ℓ/200ℓ + 500ℓ/1000ℓ = 1)			

免税軽油についてのご相談は湯口SSでも対応しております。
お気軽にスタッフまでご相談ください。

1 農業用軽油引取税免税証の交付申請について

中南地域県民局県税部では、令和2年に使用する農業用軽油引取税免税証の交付申請を、次のとおり受付します。

申請書等の用紙は、中南地域県民局県税部及び農協各支店に用意してあります。申請が遅れると免税証の交付も遅れることとなりますので、受付期間を必ず守り、必要書類を添えて申請してください。

(1) 受付期間:令和元年11月5日(火)～令和元年11月29日(金)

(2) 受付場所:中南地域県民局 県税部

弘前合同庁舎(弘前市蔵主町4) 本館2階

(3) 必要書類等

書 類	申 請 者	個人・共同			組合・法人		
		新規	継続	更新	新規	継続	更新
1	簡易書留封筒(414円分の切手貼付のもの) ※1	○	○	○	○	○	○
2	免税軽油使用者証(共同)交付申請書 ※2	○		○	○		○
3	免税証交付申請書	○	○	○	○	○	○
4	免税軽油所要数量計算書	○	○	○	○	○	○
5	農業委員会発行の耕作証明書	○	○	○	○	○	○
6	免税軽油使用計画書(様式任意) ※3	△	△	△	○	○	○
7	免税軽油使用実績書・受払書(様式任意) ※3		△	△		○	○
8	組合(法人)の定款・規約・商業登記簿謄本等				○		
9	組合員名簿(全員の押印があるもの)				○	○	○
10	使用機械譲渡証明書(販売証明書) ※4	○		△	○		△
11	400円分の県証紙貼付の県税関係証明等原簿	○		○	○		○
12	誓約書	○		○	○		○
13	免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例申請書 ※5	△	△	△	△	△	△
14	前回交付の免税軽油使用者証		○	○		○	○
15	免税軽油の引取り等に係る報告書		○	○		○	○

○・・・提出が必須です。 △・・・※3～5をご覧になり、該当する方は提出が必要です。

※1 免税証の交付枚数が多い方は、切手代が414円を超える場合がありますので不足のないようにしてください。(目安として、60枚を超える方は460円分、120枚を超える方は530円分の切手が必要です。)

※2 親子間で使用者証の名義が変わる場合には、関係を証明する書類(戸籍抄本等)が別途必要になります。

※3 個人・共同の申請者で、使用計画のある場合は、提出してください。

※4 使用機械に変更のある方については、更新の申請となり、新しい機械の譲渡証明書が必要です。

※5 特例(報告書を6か月分まとめて提出することができます。)申請を希望する場合は、提出してください。

2 不正軽油は犯罪です！

不正軽油とは、脱税を目的として、軽油に重油や灯油を混ぜ、軽油と偽って販売されているものです。

不正軽油の製造、販売はもちろん、使用した人も10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が課されるなど、重い罰則が適用されます。

不正軽油の撲滅に御協力をお願いいたします。

【 お問い合わせ先 】

中南地域県民局県税部

TEL 0172-32-1131 内線228・378